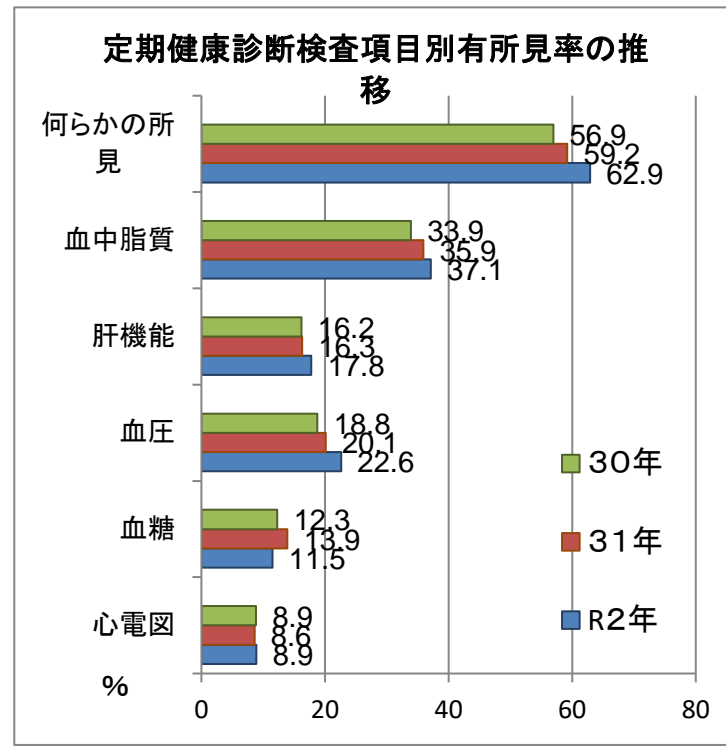


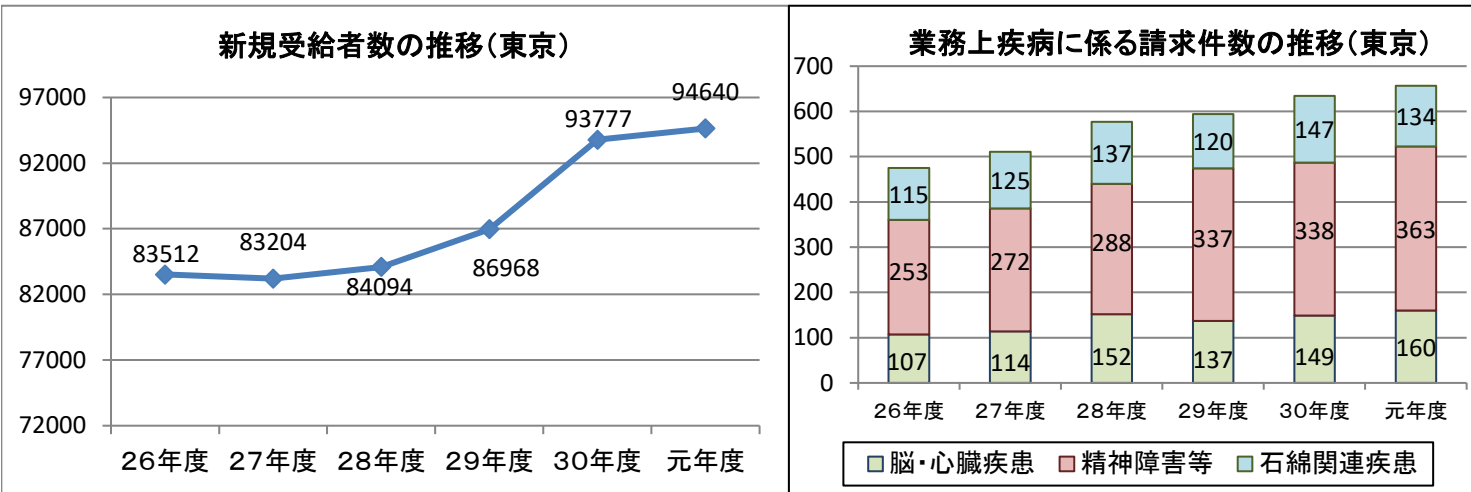
とくみ

- 化学物質等による健康障害防止対策として、溶接ヒュームの特定化学物質への追加（改正政令）、石綿含有建材等を使用した建築物等の解体等作業についての届出の強化（改正石綿則）等の法改正について、周知啓発を行います。
- 健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行され、事業主等がより積極的に受動喫煙対策に取り組むよう助成金、相談支援に係る取組を推進します。
- 治療と仕事の両立支援対策について、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を行い、「経営トップの基本方針」の募集を広く周知します。
- 労働者の健康管理対策として、事業場における労働衛生管理体制の確立、健康診断及び事後措置等の実施の徹底を図り、小規模事業場に対しては、西多摩地域産業保健センターの利用を促進します。



IX 労災補償対策

労災保険は、原則として労働者を使用するすべての事業場に適用され、業務上の災害又は通勤災害による労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対して、被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。



とくみ

- 労災保険の窓口において、懇切・丁寧な相談対応に努めます。
- 被災された労働者の方からの療養や休業、後遺障害に関する労災請求、ご遺族の方からの労災請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定を行います。
- 脳・心臓疾患、精神障害等の労災請求について、迅速・公正な処理を行うとともに、関係部署への速やかな情報提供により、適正な労働時間の把握の徹底を図ります。
- 石綿関連疾患の労災請求について、効率的な調査を行い、迅速・適正な処理を行うとともに、適正な給付のため、労災請求の勧奨を行います。
- 労災年金手続の際に取得した個人番号（マイナンバー）及び特定個人情報の取扱いに当たっては、厳格な安全管理措置を講じます。

発行者：青梅労働基準監督署 〒198-0042 青梅市東青梅2-6-2  
 電話【監督課】0428-28-0058【安全衛生課】0428-28-0331【労災課】0428-28-0392



# 青梅労働基準監督署のとくみ 2021年度版

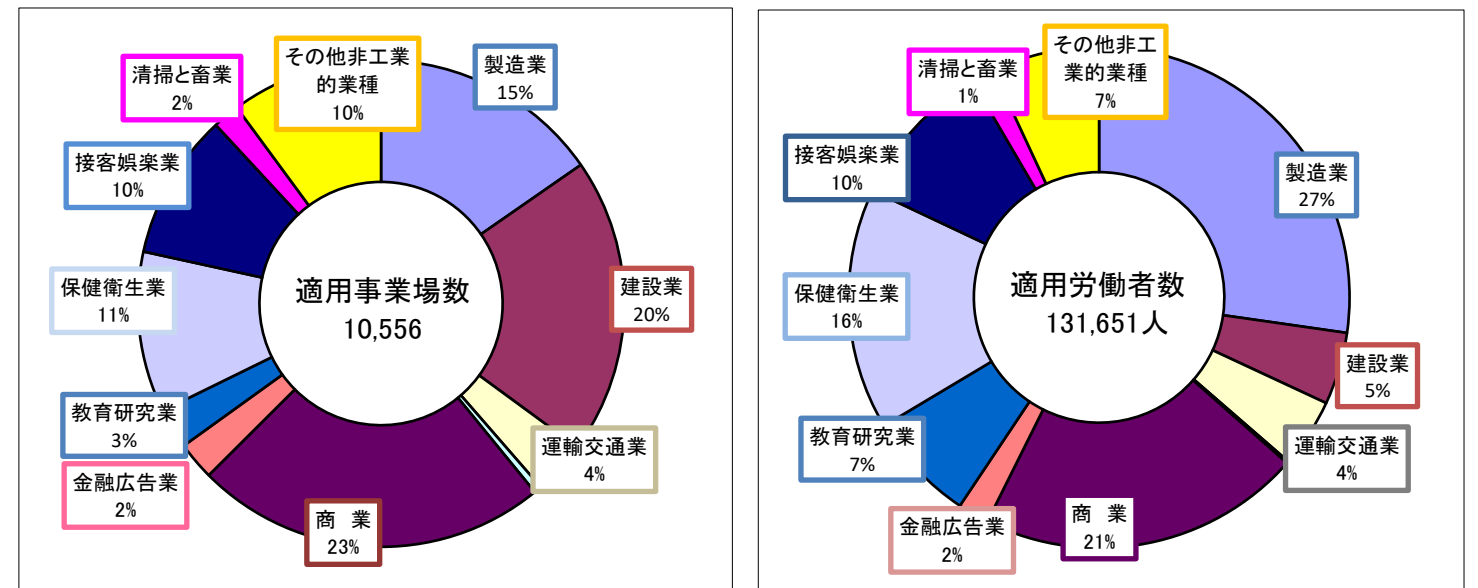
I 管内の概況



当署の管轄区域は、青梅、福生、羽村、あきる野の4市と西多摩郡全域（瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）で、東京都の西北部に位置します。管轄区域の総面積は572.7km<sup>2</sup>あり、東京都の約27%（特別区の約93%）にあたります。管内の人口は、約358,580人となっています（令和3年3月1日現在）。

管内は、かつて「青梅夜具地」の名で知られた繊維産業を主とした軽工業地帯でした。しかし昭和40年代になると青梅東部地区から羽村、福生にかけての平野部に工業団地が造成され、大企業の工場や機械金属製品製造業が相次いで進出し工場地帯へと変貌しました。また、あきる野、瑞穂地区にも工業団地が設けられ大企業が進出し、周辺には中小企業の工場も新設されました。そして、近年では、製造業の移転等により非工業的業種の比率が増加しています。特に複数の電気機械器具製造を行っていた大規模工場が撤退し、その跡地には物流倉庫や医療系研究施設等が新たに設置されています。青梅周辺の丘陵地域には老人ホーム等の社会福祉施設が多く、山間部には林業、採石業等の産業もあります。また、管内西部地域は大半が秩父多摩甲斐国立公園等に指定されており、奥多摩湖・御岳山等景勝地が多く、都民のオアシスとして大勢の観光客で賑わっています。

II 事業場の状況



当署の適用事業場数は10,556件、適用労働者数は131,651人で、行政需要は圏央道の東側に多くなっています。製造業は、大企業及びその系列企業と地場製造業で構成され、適用事業場の約15%、労働者数で約27%を占めています（令和3年7月1日現在）。

管内には圏央道の3つのICがあり、これらのIC付近には物流拠点の整備が計画されているため、道路貨物運送業の増加が見込まれます。また、ショッピングモールを擁する郊外型の大規模小売店も出店しています。



### Ⅲ 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

#### とりくみ

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る業務上疾病を発生させた事業場に対する監督指導を強化し、労働基準関係法令違反が認められるものについては厳正に対処します。
- 2 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するためには、労働時間及び労働時間の状況を適正に把握することが前提となることから、引き続き、あらゆる機会を通じて、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」および「安衛法第66条の8の3（労働時間の状況把握義務）」の周知及び徹底を図ります。

### Ⅳ 中小企業を中心とする改正労基法等の周知及び支援

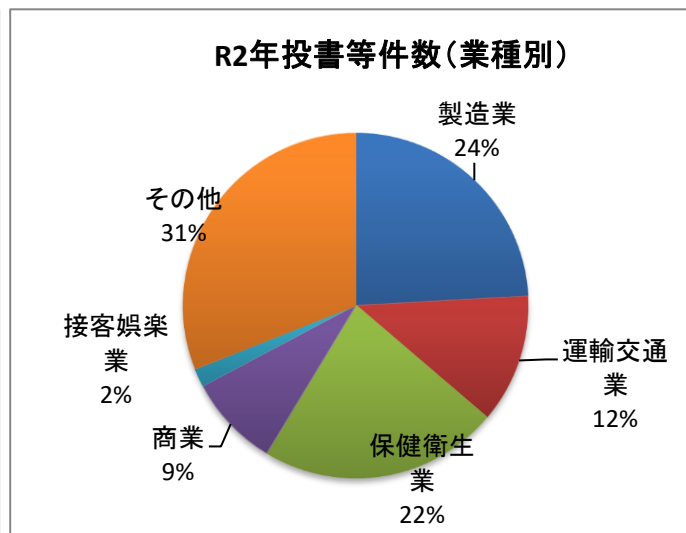
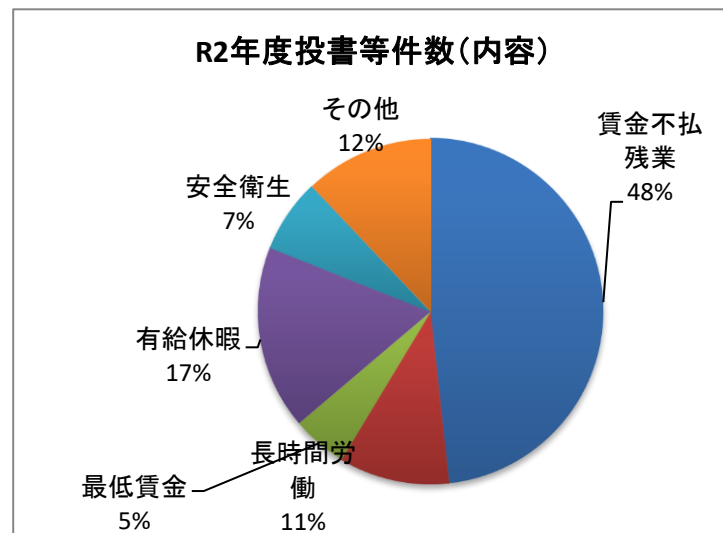
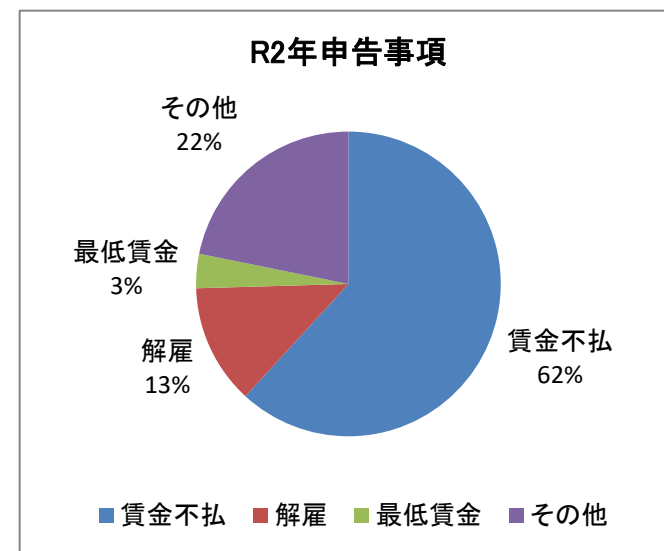
#### とりくみ

- 1 労働時間相談支援班により、集団指導及び説明会並びに訪問支援により、きめ細やかに改正労基法等の周知及び支援を実施します。
- 2 署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設けて、電話や来署等による労働時間制度全般の各種相談にきめ細やかに対応します。

### Ⅴ 一般労働条件の確保・改善等

#### とりくみ

- 1 改正労基法による年5日以上の子有給休暇の確実な取得に向け、労働時間相談・支援班による説明会、個別訪問を含め、あらゆる機会を捉えて周知活動を徹底することとします。
- 2 窓口体制を充実し、相談者へ懇切・丁寧な対応を行うとともに、賃金不払い、解雇等の申告事案については優先的に監督指導を行い、迅速かつ的確な処理を行います。
- 3 企業倒産等による賃金不払事案については、不正受給防止にも留意しつつ、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図り、被害労働者の速やかな救済を図ります。
- 4 障害者である労働者、介護労働者、自動車運転者、外国人労働者・技能実習生等の労働条件の確保に努めます。



### Ⅵ 最低賃金の周知と履行確保

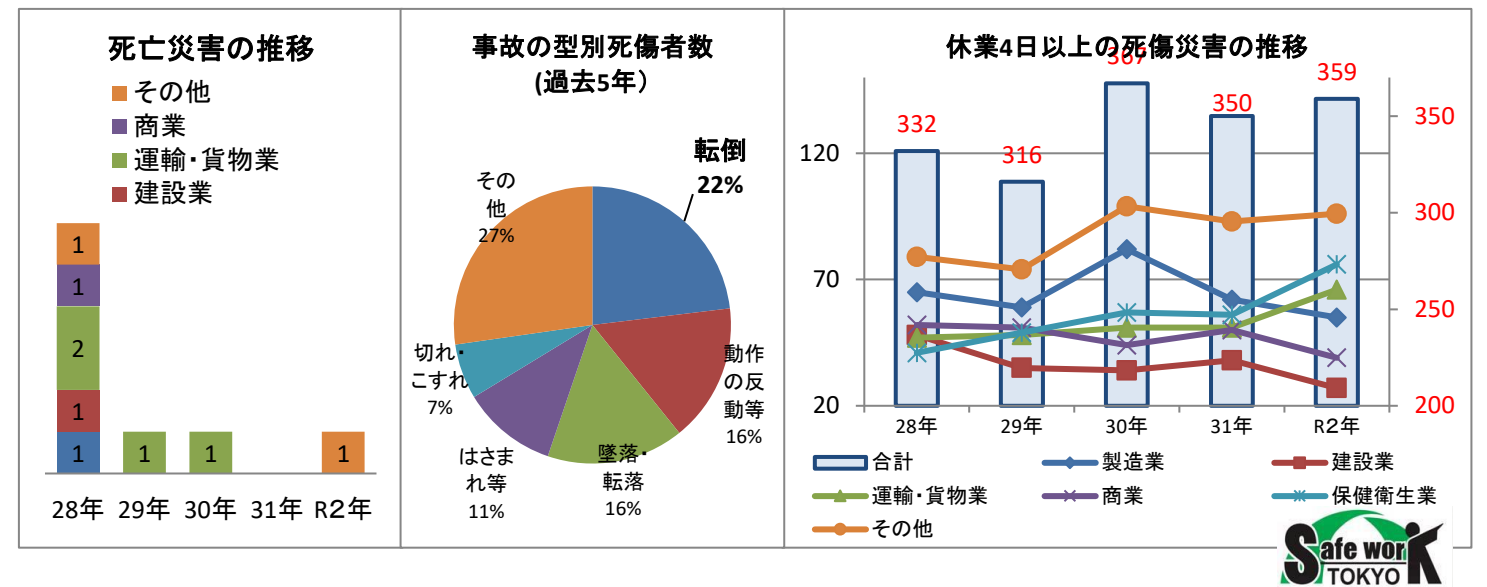
#### とりくみ

- 1 最低賃金額について、改正時を中心に、特に地方公共団体、各種団体等の協力も得て、様々な広報・広告媒体を活用し広く周知を図ります。
- 2 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種・地域及び最低賃金を下回る求人広告を提出する事業場等を重点とした監督指導を実施します。

### Ⅶ 安全確保対策

令和2年における管内の労働災害の発生状況は、死亡災害が1件(+1件)、新型コロナウイルス感染症による休業4日以上以上の災害が48人発生し、その結果、休業4日以上以上の死傷災害では、対前年同月比(令和3年3月末時点)+2.6%の359人(+9人)となっています。製造業は前年同月比で-11.3%(-7人)、建設業は-28.9%増加(-11人)と大幅な減少となりました。、運輸交通業全体では、+17.7%(+8人)であり、陸上貨物運送事業は+12.2%(+5人)となりました。第三次産業全体では+7.7%(+14人)と増加しており、そのうちの重点業種である小売業-2.9%(-1人)、社会福祉施設+20.0%(+9人)、飲食店+54.5%(+6人)と増加しています。

令和3年度は「第13次労働災害防止計画」(通称「13次防」)の4年度目となります。3年度の目標(300人以下)は未達成でしたが、基本目標のもと、4年度目の目標達成に向けて死傷災害を減少させるべく、「Safe Work TOKYO」“**トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心**”をキャッチフレーズに引き続き死亡災害を含む重篤災害の撲滅に向けた取組みを進めるとともに、第三次産業、高齢労働者の労働災害を防止するため、実効のある対策を進める必要があります。



#### とりくみ

- 1 業種横断的重点対策として、依然として発生割合の高い「転倒災害」を当該災害防止重点対策として(青梅署「STOP! 転倒災害プロジェクト」)、また、高齢労働者労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策、リスクアセスメントの実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入による自主的な安全衛生活動(「自主的なリスク低減活動」)の普及と定着を図ります。
- 2 製造業を中心とした機械災害防止に向けて、リスクアセスメント手法の活用による労働災害防止対策の構築指導、「機能安全による機械等に係る安全確保に係る技術上の指針」や「設備の経年化による労働災害リスクと防止対策」に基づくリスク低減活動等の周知・徹底と指導を行います。
- 3 建設業、林業を中心とした墜落・転落災害防止に向けて、注文者及び事業者による足場の点検の実施、足場の組立・解体作業時における墜落制止用器具の使用の徹底、現場着工時指導等の強化を図ります。
- 4 陸上貨物運送事業並びに荷主等事業場に対し「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知と定着を図ります。
- 5 第三次産業において、特に小売業、社会福祉施設及び飲食店では「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を推進し安全衛生管理活動の活性化を図ります。

### Ⅷ 健康確保対策

改正労働安全衛生法をはじめとする過重労働による健康障害防止対策、ストレスチェックをはじめとするメンタルヘルス対策、溶接ヒュームを対象とした改正政令等、近年法改正が進んでいます。

#### とりくみ(次頁へ続く)

- 1 働き方改革関連法による改正安衛法の周知と指導、長時間労働者に対して行う医師の面接指導制度の確立、ストレスチェック制度の履行確保をはじめとした、メンタルヘルス対策の取組の強化等を内容とする「過労死等ゼロ」緊急対策に基づく各取組を着実に推進します。